

第8号

令和6年

3月1日発行

古河市農業委員会だより

～農地と食を守る農業委員会～



下辺見でいちごを栽培している濱野健司さん(49歳・女沼)。第9回茨城いちごグランプリ一般の部で大賞に輝いた紅ほっぺは、完熟ならではの甘さと酸味が魅力です。丹精込めて栽培した朝採りの新鮮ないちごは、5月頃まで購入することができます。是非ご賞味ください。

令和6年度農業委員会総会日程等のお知らせ(4月～9月)

開催予定日	時間	申請受付日(毎月17日～20日)
令和6年4月10日(水)	午後2時～	3月18日(月)・19日(火)・21日(木)
令和6年5月10日(金)	午後2時～	4月17日(水)・18日(木)・19日(金)
令和6年6月10日(月)	午後2時～	5月17日(金)・20日(月)
令和6年7月10日(水)	午後2時～	6月17日(月)・18日(火)・19日(水)・20日(木)
令和6年8月9日(金)	午後2時～	7月17日(水)・18日(木)・19日(金)
令和6年9月10日(火)	午後2時～	8月19日(月)・20日(火)

◆農地利用最適化推進委員の活動を紹介します◆

農地利用最適化推進委員は、農業委員と共に農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規就農・参入の促進などの活動をしています。農地を有効に活用し、食料の安定供給のためには農業の持続性が求められています。活動の一部を紹介します。

農地の集積・集約化

日常的に農地パトロールをしながら、農業者へ声掛けをするなど、地元を拠点に活動を行っています。農地の貸し借り希望などの話を聞き、借りたい人と貸したい人とをマッチングし、集積・集約につなげることで、農地利用最適化推進活動の基礎となります。地域計画策定のため、地域の話し合いに参加し、貸借を調整していくことも重要な役割となっています。

遊休農地の発生防止・解消

タブレットを活用し、10～12月に利用状況調査および利用意向調査を行いました。この調査は、農地利用の確認や遊休農地の実態把握、今後の利用意向を明確にし、農地の有効



▲利用意向の間取り調査を実施

利用を目的に実施しています。

タブレットは、現地で農地の状況や意向把握が入力でき、GPS機能も備えているため、スムーズに調査が進みました。

この調査の結果は、地域計画策定のための目標地図素案の作成にも活用します。

新規就農・参入の促進

農地利用最適化推進委員として活動している上竹好明さん(尾崎)。ナスを中心にキャベツやレタスを生産している農業者です。新規就農者支援は、農地の貸借意向情報の把握や営農技術の継承など、自身の経験や地元つながりなどが必要です。

上竹推進委員が支援している新規就農者は、令和4年2月に認定新規就農者として認定を受け、鈴木宇光さん(41歳、尾崎)は、主にネギを生産しています。青年就農計画に基づき、坂東地域農業改良普及センターや農協等が参加するサポートチームが結成され、それぞれが担当分野の相談を受けます。新規就農者には、とても心強いサポートチームです。上竹推進委員は、鈴木さんの圃場に出向き、野菜の生育状況を確認してアドバイスしたり、農地の拡大など



▲鈴木さん(左)の畑で生育を確認する上竹推進委員

の相談にのり、貸したい人との橋渡しをしたりと、地元推進委員の力を発揮しています。

「毎日、同じ品質の野菜を出荷できるのが大切」と話す上竹推進委員。そんな先輩農業者から見守られ、頑張っている鈴木さんは、「農業は、真面目さ・信頼関係が大切。評判がいいと言ってもらえると嬉しい」と笑顔で話してくれました。

このような農地利用最適化推進委員の支援により、効果的な新規就農者の参入促進につなげることができ

ます。農業経営に奮闘する新規就農者の活躍に期待します。

◆所有者不明農地等の活用について◆

所有者不明農地(相続未登記農地及びそのおそれのある農地)は、全農地の約2割を占めています。農地所有者の登記がされないことにより、地域において担い手への集積・集約化が進まないなど問題になっています。

そこで貸借に関して、所有者不明農地の相続人のすべてを調べることなく、簡易な手続きで最長40年間借りることが可能になりました。貸主は農地中間管理機構(農地バンク)となります。活用を検討されている方は、農業委員会等にご相談ください。

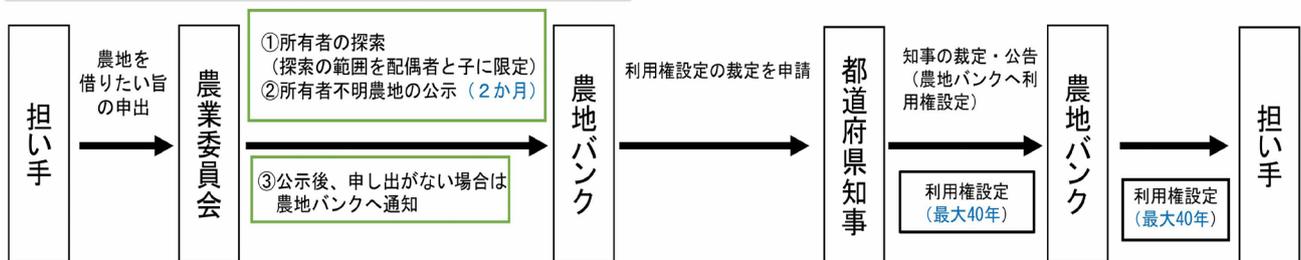
1 所有者不明農地(相続未登記農地)の農地法による手続き

(1) 対象農地

登記上の所有者が死亡により不在である、次のいずれかの農地

- ① 相続人が1人も判明していない農地
- ② 相続人が相続を放棄し、相続財産管理人が選任されていない農地
- ③ 相続人共有者の中に貸付に反対する者がいて利用権の設定が出来ない農地

■ 相続人が一人も判明していないとき → 農地法



(2) 要件

利用権設定の手続きに、次の要件に同意する借受者がいること

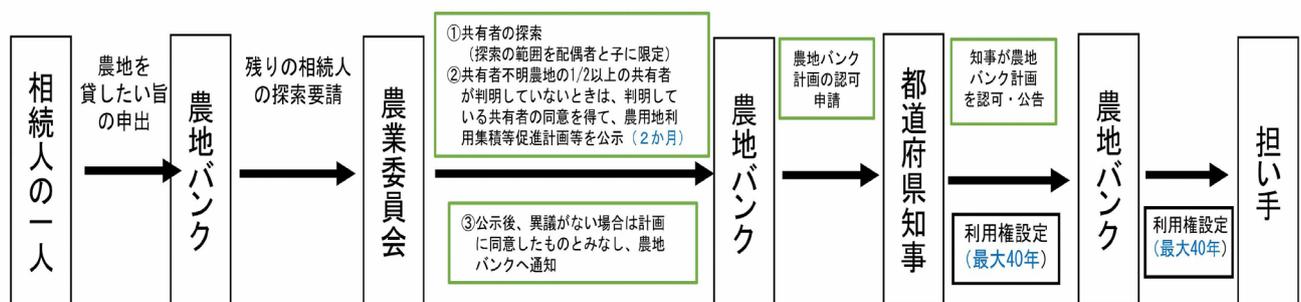
- ① 賃借権による設定(使用貸借権は不可)
- ② 賃料は、農業委員会が公表する賃借料情報を基に調整し設定
- ③ 土地改良区賦課金は借受人が組合員資格を有し納付
- ④ 貸借の始期は、9月1日または3月1日
- ⑤ 借受希望者から賃料を徴収する時期は11月

2 共有者不明農地(相続人1人は判明)の農地中間管理事業の推進に関する法律による手続き

(1) 対象農地

相続人共有者のうち1人は判明しているが、共有持分の半数を超える同意が得られず利用権の設定が出来ない農地

■ 相続人が一人でも判明しているとき → 農地バンク法



(2) 利用権設定の手続き要件

- ① 賃料については、出し手と受け手が同意していること(使用貸借権での設定可)
- ② 土地改良区賦課金は、組合員資格の異動の有無、負担者を事前に決定すること

農業者年金の加入推進活動を実施

11月11日(土)、18日(土)、12月2日(土)、茨城むつみ農業協同組合の古河、総和、三和の各支店で「むつみ感謝DAY」が開催されました。この会場で、14人の農業委員と推進委員が農業者年金の加入推進活動を実施し、農業後継者となる若い農業者や、加入率の低い女性農業者にスポットを当て加入を勧めました。年金の加入には、「積立方式」となった新制度のメリット等を理解してもらうことが重要です。今後、加入要件を満たしながら「制度や内容を知らなかったために加入しなかった」という声が聞かれないよう、地域農業者に広く周知活動を行っていきます。



▲イベント会場で年金のチラシを配布

農業者年金ってどんな制度？

農業者年金では随時加入を推進しています。農業者年金は、農業者の老後所得の充実を図るための公的年金制度です。農業者なら広く加入でき、一定の要件を満たせば保険料の国庫補助を受けられます。月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも変更することができます。農業者年金の保険料は「全額が社会保険料控除の対象」です。税制面でも有利で、老後の備えにもなる農業者年金。経営主だけでなく、ご家族での加入をぜひご検討ください。

◇農業者年金の6つの特徴◇

- 1 農業者なら広く加入できます
- 2 「積立方式・確定拠出型」の年金です
- 3 保険料は自由に決められます(通常加入時)
- 4 終身年金です(80歳前に死亡のときは一時金あり)
- 5 保険料は確定申告することで所得税と住民税が軽減します
- 6 保険料の国庫補助があります(要件あり)

◆農地の賃借料情報◆

令和4年1月から12月に、利用権設定により締結された10アール当たりの賃借料をお知らせします。賃借料決定の際の目安としてご利用ください。

	田	畑
古河市	11,300円	9,900円
三和地区	12,900円	10,500円
総和地区	11,000円	9,200円
古河地区	8,900円	6,700円

※現物玄米60キログラムは13,478円で換算。

編集後記

草花や木々が芽吹き、野菜の定植も始まり、畑の色も茶色から緑色に変わり、農業も活気づく季節になってまいりました。

しかし近年は、多発する異常気象により、作物の生産や出荷に大きな影響が出ています。自然相手の仕事をなりたいにしている者として、頭を柔らかくして対応していかねければなりません。農業者のみなさん、共にがんばっていきましょう。取材にご協力いただいた皆様に感謝いたします。 中村 浩一

広報委員

委員長 中村 浩一
副委員長 木村 公一
委員 栗原 英夫
委員 荻部 勝
委員 秋庭 正雄
委員 内田 信一
顧問 高橋 栄